

第三者評価結果の公表事項（情緒障害児短期治療施設）

第三者評価機関名

特定非営利活動法人 ワークショップ「いふ」

施設名等

名称： こどもL.E.C.センター

種別： 情緒障害児短期治療施設

施設長氏名： 施設長 宮本 裕美

定員： 入所37人 通所13人

所在地： 熊本県上益城郡益城町古閑73

T E L： (096)-331-0210

実施調査日

平成 25 年 6 月 17 日(月) ~ 26年 2月 28日(金)

総評

特に評価の高い点：

入所している子どもたちは不登校・被虐待・軽度発達障害など、様々な情緒的問題を抱えており、自ら進んで施設利用を希望したのではなく、不本意の日々を過ごしているとも言える状況。情緒的問題、虐待などでの深い心の傷を持つ子どもたちの心情に寄り添い、生活・教育・治療の分野での連携を取り「施設内で行っている全ての活動が治療である」という「総合環境療法」が実施されている。職員は比較的若いスタッフが多く、子どもたちにとってはお兄ちゃん・お姉ちゃん的存在であるが、全国情緒障害児短期治療施設協議会や子ども虹情報研修センター等が行う研修に参加して知識を深め、専門家としての係わりを大切にしている。また、4つのチームを編成し、職員室から屋外活動までグループを形成し、話し合いや活動を大切にしながら、課題や問題の解決を図り、更に相互の融和が図られている。また、7名の小児科医が非常勤配置され、施設との連携の下、職員・子どもに対する健康や医療に対する知識の習得にも力が入れている。

改善が求められる点：

各年度の事業報告・計画はしっかりと立てられており、年度内に予定された計画・事業は予定通り遂行されているが、中・長期の計画が立てられていないため、去年・今年がL.E.C.センターの将来にどのように繋がって行くのか、見通しが立ちにくい状況になっている。単年度では出来ない事業や人材の育成など、3年、5年、10年と、中・長期に亘った計画・予定を全職員参加の下で作られる事が必要と思われる。頭の中にあるだけでなく文書化し、全職員で共有することから、入所者と職員双方が共に過ごす施設の「今」と「将来」がみえてくると考える。尚、多様な業務に手順書やマニュアルなど、記録に残されたものが少なかった。新人でもキャリアのある職員でも変わらない手順で子どもたちへの接遇が実施されるように、マニュアル、手順書の整備が必要と思われた。

第三者評価結果に対する施設のコメント

今回、第三者評価を初めて受審させていただき、たくさんのご指導やご指摘をいただきました。今回の受審で、当施設の課題や問題点が明確になったと思います。特にマニュアルの作成、中長期計画についてのご指摘をいただきましたので、これを機に改めて取り組みたいと思います。

子どもたちの意見には真摯に耳を傾けて、「子どもを中心とした施設」であるために、これからも職員の人間性や専門性を高め、子どもたちが安心して生活し、自尊感情を高められるように、職員一同努力し、より良い支援が提供できるように努めていきたいと思っております。このような機会を与えられましたことに感謝申し上げます。

第三者評価結果(情緒障害児短期治療施設)

1 治療・支援

(1) 治療	第三者 評価結果
子どもに対して適切な心理治療を行っている。	b
子どもの心身の状況や、生活状況を把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、子どもの個々の課題を具体的に明示している。	b
心理治療は、自立支援計画に基づき子どもの課題の解決に向けた心理治療方針を策定している。	b
ケース会議を必要に応じて実施している。	b
医師による治療が必要な子どもに対する適切な治療及び職員の支援を実施している	b
(2) 生活の中での支援	
子どもと職員との間に信頼関係を構築し、常に子どもの発達段階や課題に考慮した支援を行っている。	b
子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。	b
多くの生活体験を積む中で、子どもがその課題の自主的な解決等を通して、子どもの健全な自己の成長や問題解決能力を形成できるように支援し	a
(特に評価が高い点、改善が求められる点)	
<p>入所児童の7割以上が被虐待児童であり、更には発達障害児童および性加害者・性被害者である。情短施設の専門性を発揮して、自立支援計画に基づいた心理治療方針が立てられ適切に実施されている。それ等は、遊戯療法、箱庭療法、絵画療法、カウンセリング等の技法を用いて実施され、必要に応じて心理検査(WISK)を実施しアセスメントが行われている。職員に対しては定期的に医学的・心理学的・社会的な観点から精神科および小児科の医師および大学の専門家のスーパービジョンがなされていることが評価される。また、重篤なケースとして自傷行為・破壊行為・摂食障害等がある場合、精神科等の専門機関を活用している。「生活」「教育」「治療」の三つの分野が連携した「総合環境療法」の立場に立っての治療が行われておりその一環として、高校2年生からアルバイトを認め、その賃金は大学進学のための費用に充てるといふ、進路の明確な指導がみられた。このことは施設外の社会人と触れ合い、協調性の涵養や社会のルールを学ぶ方策ともなっている。</p> <p>当施設は広大な敷地の中にあり自然豊かな環境に恵まれている。総合環境療法が治療方針として取られているのであるから、この恵まれた環境を生かすプログラムの企画・工夫が望まれる。花壇の整備、四季折々の花の植栽、野菜の栽培等を通して土に、自然に触れ合う機会の増加が望まれる。さらに小動物の飼育などを通しての子どもたちの心を育む治療支援を期待したい。</p>	
(3) 食生活	第三者 評価結果
食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。	b
子どもの生活時間にあわせた食事時間の設定を含め、子どもの発達段階に応じて食習慣を習得するための支援を適切に行っている。	c
(4) 衣生活	
衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを提供している。	a
子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	b
(5) 住生活	
居室等施設全体を、生活の場として安全性や快適さに配慮したものにして	b
いる。 発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう支援している。	b

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

食事に関する子どものアンケートでは、「食事が楽しみ」とする子どもが6割あり、自由記述では「ご飯がおいしい」「味がおいしく、バリエーションが豊富」「施設の食事のおかげで嫌いなものも食べられるようになった」と肯定的な意見が多かった。また、個々人の誕生日には全体での誕生会が催され、別プログラムで担当職員と誕生外食の機会が設定されているが、郷土料理や季節の料理食・伝統行事食に触れる機会や、食文化の継承努力は見られなかった。尚、入所児童の特性上の配慮かもしれないが、コース料理体験・ナイフやフォークの使用体験も欲しいと判断された。食前の手洗いにおいては個人のハンカチを使用するシステムになっていたが、子どものハンカチ忘れ、汚染度を考慮すると、ペーパータオルの設置が望まれる。食後の食器洗浄前のペーパーによる食器の油物拭き取りは、子どもの生活自立のためのマナー支援のためか、調理者の業務負担の軽減のための手間であるのか疑問が感じられた。

(6) 健康と安全

第三者
評価結果

発達段階に応じ、身体の健康(清潔、病気、事故等)について自己管理ができるよう支援している。

b

医療機関と連携して一人一人の子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。

a

(7) 性に関する教育

子どもの年齢・発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。

c

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

身体の健康は子どもの健全な発達の基本である。したがって子ども自らが身体の健康に関する自己管理が行われることが必要である。睡眠、食事の摂取、排泄、洗面、歯磨き、入浴等の状況が職員によって把握されており、うがいについては各食事前きちんとなされている。情短施設に限らず、子どものぜんそくや気管支炎、身体的虚弱の健康管理や健康状態の把握は重要である。7名の小児科医が非常勤で配置され、健康上特別な配慮を必要とする子どもには連携が保たれ、職員研修では医療・健康に関する知識修得に力が入れていることは評価される。入所児童のほとんどが中学・高校生であり、子どもたちは各自自転車を所有し、通学やアルバイト等の外出をしている中で、交通安全教室等の対策に力を入れられると良いと思われた。

施設内における子ども同士の性的問題も起こっており、「いのちの教育」という観点からの努力・工夫を期待したい。尚、小動物の飼育体験、環境の良さを利用し花壇の草花・野菜・樹木等の栽培、食育と連携した地産地消の具体的な体験等、子どもの心を育てる観点からプログラムの多様化を望みたい。

(8) 行動上の問題及び問題状況への対応

子どもが暴力、不適応行動などの問題行動をとった場合に適切に対応して

c

施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体に徹

c

虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。

c

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

問題発生時の子どもに対するクールダウンの対応や、ペアレント・トレーニングの研修とその活用、パニックや自傷行為発生時における他児への安全・安心への取り組みが行われている。しかし、「施設は暮らしやすく、安心して生活できますか?」というアンケートの設問に「はい」と回答した子供は、4割弱であり、問題行動をおこす子どもへの恐怖を訴える声もある。また、「センターの大人たちから、あなたは大切にされていると感じますか?」の問に「はい」と回答した子どもは3割強となっていた。問題行動を起こす子どもへの対応や、影響を受ける他児への対応についてマニュアル作成も含めた見直しを期待したい。

(9) 自主性、主体性を尊重した日常生活

日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの問題として主体的に考えるよう支援している。

b

子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など様々な生活技術が身につくよう支援している。

b

(10) 学習支援、進路支援等	
学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	b
「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b
施設と学校との親密な連携のもとに子どもに対して学校教育を保障してい	b
(特に評価が高い点、改善が求められる点)	
<p>子どもが興味を持っているフットサルなど職員と共に楽しむ機会が設けられているが、行事等のプログラムに追われることなく、自発的に活動参加を促すような支援や日常生活をゆとりある生活への配慮が必要と思われる。アルバイトで得た賃金は将来の学資等の為に全部貯金させている事は素晴らしいが、その一部でも今の自分の為に使えることができれば働く意欲が違ってくるのではと思われる。</p> <p>分教室が出来、生活の場と学習の場が区別され、学校教育が充実し個別支援が行われ、本校登校も実現され全日制高校への進学を希望するなどの成果が表れており、専門学校、大学進学についての支援に繋がる努力が感じられた。中学3年・高校2年の進路決定については、子どもとの話し合いが実施され、保護者、学校、児童相談所との連携も取られている。経済的な支援の仕組みについての情報提供なども行い、自己決定ができるように支援しているが、進路決定後のフォローアップまでには至っていないように思われた。学校教育は施設内の分教室や本校で教育を受けており、分教室には施設職員が毎日1人同行し、学校で生じた問題に対しては、学校に協力し対応している。尚、学校との協議に基づいた、個々の子どもの学習支援計画は見られず、対応策の実施も確認できなかった。</p>	
(11) 継続性とアフターケア	第三者 評価結果
子どもの状況に応じて退所後の社会生活を見据えた見立てを行い、支援している。	b
措置変更又は受入れに当たり継続性に配慮した対応を行っている。	b
家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰後の支援を行っている。	b
子どもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援を行っている。	b
(12) 通所による支援	
施設の治療的機能である生活支援や心理的ケアなどにより、通所による支援を行っている。	b
(特に評価が高い点、改善が求められる点)	
<p>高校2・3年の子どもには、個別に調理実習やアルバイトの経験の他、同敷地内の生活訓練棟を利用し、一定期間一人での生活経験や親子での生活体験等を行うことで、退所後の社会生活を見据えた自立支援が行われている。措置変更にあたってのケース会議の実施や、措置機関・行政機関との協議のほか、適切な措置変更の時期や変更後の生活についての検討が実施されていることが担当者との面談で確認された。措置変更決定後は、子どもと共に転居先を見学に行ったり、体験入所などの支援が実施されており、継続的な支援を行うための記録等も行われている。退所後進学就職等で自立しても施設に相談出来ることが明記されており、電話したり来所した子どもも、記録に残す等の支援が行われている。ただ、退所者が集まれるような会の組織はなく、その機会も作られていないことから、今後の対応に期待したい。</p> <p>在宅支援としての通所支援が行われ、ケースカンファレンスや家庭訪問に力を入れているが、組織図には通所関連業務の明記がなく、担当者の姿も見えない状況で、責任所在も不明であった。在宅の子どもに対して生活実態を的確に捉えたプログラムを作成し、それに基づき通所利用者の満足度を増すような適切な支援が行われる事を期待したい。</p>	

2 家族への支援

(1) 家族とのつながり	第三者 評価結果
児童相談所と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりを行っている。	a
子どもと家族の関係づくりのために、面会、外出、一時帰宅などを積極的に、かつ適切に行っている。	a

(2) 家族に対する支援	
親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	c
(特に評価が高い点、改善が求められる点)	
<p>児童相談所とは必要に応じて協議を行い、家族の抱える問題に対しても連携をとりながら支援に努めており、自立支援計画、心理治療方針、服薬等の医療等について、家族と確認し合う機会を設けている。親との面接の機会等を通じて働きかけを行い、親子関係の継続や修復に努められている。入所後1カ月は子どもと保護者の面会は避けているが、家庭との関係調整は必要に応じて児童相談所と協議を行い実施している。また、一時帰宅についても、児童相談所と協議して実施しているが、面会や外出、一時帰宅後の子どもの様子を注意深く観察し、家族からの不適切な関わりの発見に努めている。親子が必要と思われる期間を一緒に過ごすための「家族療法棟」が施設内に設けられ、家族療法が実施されている。家族の抱える問題に対して、児童相談所と連携しながら支援し、信頼関係を築くように努力しているが、全家庭に及ぶまでには至っていない。子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保護者の養育力の向上に努めているが難しい面もあり、今後の努力に期待したい。</p>	

3 自立支援計画、記録

(1) 自立支援計画の策定	第三者 評価結果
アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させている。	c
自立支援計画について、定期的実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施している。	c
(2) 子どもの治療・支援に関する適切な記録	
子ども一人一人の治療・支援の実施状況を適切に記録している。	b
子どもや保護者等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行っている。	c
子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行っている。	b
(特に評価が高い点、改善が求められる点)	
<p>自立支援計画策定の責任者として基幹的職員の設置がみられず、自立支援計画の策定のための様々な職種による関係職員の合議や、子どもの意向把握を含んだ手順を決めたマニュアルが見られなかった。自立支援計画には、支援上の課題や、目標・内容・方法が定められていない等、施設長は自己評価されている。施設長の自己評価に於いては、この項目はチェックが入っていないが、責任者の聞き取りでは、自立支援計画の見直しについては、見直しの時期、ケース会議の参加職員、子どもや保護者の意向把握のための手段等、施設としての仕組みがあると確認された。自立支援計画に基づき治療支援を実施し、自立支援はまとめとして記録され、記録は工夫され努力の跡が見られたが、記録内容や書き方に担当者による差異が認められ、基準や記録の方法について指導の必要性が感じられた。</p> <p>個人情報保護法を理解し遵守しており、記録は職員室からの持ち出しは禁止で、職員は守秘義務の遵守が周知されているが、記録の管理について、保管期間・永久保存等の規定が見当たらなかった。施設職員でチーム編成がされ、チームでの協議に於いて情報の共有を図り、朝夕の連絡会に於いて、全体での情報の共有が行われている。記録に関するケースファイルは自由に見れる仕組みが作られ、守秘が必要な記録との区別が付けられていた。</p>	

4 権利擁護

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮	第三者 評価結果
子どもを尊重した治療・支援についての基本姿勢を明示し、施設内で共通の理解を持つための取組を行っている。	b
社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の治療・支援において実践している。	b
子どもの発達に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	c
子どもの行動などの制限については、子どもの安全の確保等のために、他に取るべき方法がない場合であって子どもの最善の利益になる場合のみ、適切に実施している。	c
子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。	c
子どもや保護者の思想や信教の自由を保障している。	a

(2) 子どもの意向や主体性への配慮	
子どもや保護者の意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、治療・支援の内容の改善に向けた取組を行っている。	c
子ども自身が生活全般について自主的に考える活動を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	b
施設が行う支援について事前に説明し、子どもが主体的に選択(自己決定)できるよう支援している。	b
(特に評価が高い点、改善が求められる点)	
<p>母体法人が「キリスト教児童福祉会」で、宗教に裏打ちされた精神を大切にしているが、宗教活動の強要・制限はなく、毎食前・食後に感謝の心で祈る指導が見られる程度で、思想・信仰の自由が尊重されている。虐待などで心に深い傷を持って入所してきた児童たちには、生活・教育・治療の三分野が連携した「総合環境療法」が実施されており、其々の子どもを尊重したうえで実施されている。子どもの情報は職員が共通認識することを重要視している。なお、治療・支援内容が最善の利益になっているか、振り返ることが重要だが、個別異なった生活歴と感性を持つ子どもたちの必要に応じた関わりを持つ環境までは整えられていないように見られた。</p>	

(3) 入所時の説明等		第三者 評価結果
子どもや保護者等に対して、治療・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報の提供を行っている。		c
入所時に、施設で定めた様式に基づき治療・支援の内容や施設での約束ごとについて子どもや保護者等にわかりやすく説明している。		b
(4) 権利についての説明		
子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。		c
(5) 子どもが意見や苦情を述べやすい環境		
子どもが相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、子どもに伝えるための取組を行っている。		b
苦情解決の仕組みを確立し、子どもや保護者等に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させている。		b
子ども等からの意見や苦情等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。		b
(6) 被措置児童等虐待対応		
いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。		a
子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。		c
被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。		c
(7) 他者の尊重		
様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。		c
(特に評価が高い点、改善が求められる点)		
<p>気が弱い子どもでも、意見や要望が気兼ねせず意見が出せるように…と、誰にも知られず、意見を伝える手段として「意見箱」が玄関「靴箱横」に設置されている。また、出された意見は集計され、苦情処理第三者委員会に報告されたものが、意見箱の横に開示されている。しかし、苦情対応規定やマニュアルがみられず、整備されると良いと思われた。なお、子どものプライバシー保護規定の策定や、マニュアルの整備がみられず、子どもに対する暴力や暴言の早期発見と実態把握、そして、迅速な対応体制整備の実施が求められる。加えて、子ども会の自主活動育成の取組みがなされておらず、その支援があると良いと思われた。</p>		

5 事故防止と安全対策

	第三者 評価結果
事故、感染症の発生時など緊急時の子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させている。	b
災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行っている。	b
子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い、子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実施している。	c
(特に評価が高い点、改善が求められる点)	
<p>子どもの安全確保のため、火災を想定した避難訓練が毎月一回実施されている。参加者は地域の消防署・警察・老人会などで、大雨・地震・台風など、天変地異を想定した多様な対応の訓練は、子どもたちにイザという時のためを考え、繰り返しの効果がとっさの行動を可能とするようにと、配慮されている。尚、子どもや職員の安否確認方法も決められ、全職員に周知されている。また、施設内での事故や感染などに対する安全対策は、担当部署を設置し安全確保に努めているが、衛生マニュアル、事故対応マニュアルが整備されておらず、不審者侵入等の緊急事態対応も決められたものが見られなかった。手順書等の整備が求められる。</p>	

6 関係機関連携・地域支援

	第三者 評価結果
(1) 関係機関等の連携	
施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所など関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有している。	b
児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行っている。	b
(2) 地域との交流	
子どもと地域との交流を大切にし、交流を広げるための地域への働きかけを適切に行っている。	c
施設が有する機能を、地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。	c
ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備している。	b
(3) 地域支援	
地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。	c
地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。	c
(特に評価が高い点、改善が求められる点)	
<p>児童相談所との連携が密接に行われているが、民生委員会や児童委員会、要保護児童対策協議会などとの積極的な係わりを維持し、地域で生活する「LECセンターの子どもたち」への理解や、「施設の正確な情報提供」などが、更に積極的に実施されても良いと思われる。これまで持っていた、事業所と組織・職員全体の意識改革も必要と思われ、「センターが持つ財産は何か」「地域に還元できることはないか」など、改めて検証してみるのも良いと思われる。なお、子どものプライバシー保護規定やマニュアルなどの整備と作成は早急に着手されることが望まれ、子どもに対する暴力や暴言の早期発見にも工夫が求められる。</p>	

7 職員の資質向上

	第三者 評価結果
組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	b
職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	c
定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させている。	c
スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を支援している。	b

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

職種別カンファレンスは月2回、セラピストカンファレンスが月1回等、五職種別のミーティングが定期的開催されており、更に全体を4チームに分け、チーム毎に児童の教育や衣生活・行動に付いての検討が実施されている。また、会議が単なる報告・連絡に留まらず、相談や意見交換の場となるよう位置付けて活用されている。

将来の職員像を考える際、現在の「強み・良い点」と「弱み・問題点」を全職員で洗い出し、今後5年間に必要な人材と習得すべき知識など、教育・研修計画を立てることが求められる。また、基幹的な職員の配置や活用など、多面的な視野での対応も必要と思われる。

8 施設の運営

(1) 運営理念、基本方針の確立と周知	第三者 評価結果
法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割が反映されている。	a
法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針が明文化されている。	b
運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b
運営理念や基本方針を子どもや保護者に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b
(2) 中・長期的なビジョンと計画の策定	
施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画が策定されている。	c
各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。	c
事業計画を、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。	c
事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b
事業計画を子ども等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	c

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

運営理念は法人全体の理念である「キリスト教の愛と方針の精神」を基本として、自宅でもなく、学校でも病院とも異なる「生活の場」として、治療を通しながら自立した時が過ごせるように、子ども達を支援することを基本方針としている。尚、施設の単年度の事業計画はあるものの、中・長期の事業計画の策定が見られなかった。前年度の事業報告書にも、当年度の計画書にも中・長期計画の記載は見られず、事業の実施が中・長期の流れの中でどのように反映され、その成果が上がっているか等、判断できなかった。時系列に事業の評価・見直しを行うためにも3～5年、10年と、中・長期の事業計画を策定し、将来を見据えることが必要。事業を遂行する上で基本となるものであり、早急な対策が求められる。

(3) 施設長の責任とリーダーシップ	第三者 評価結果
施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、専門性に裏打ちされた信念と組織内での信頼をもとにリーダーシップを発揮している。	b
施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードしている。	c
施設長は、治療・支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	b
施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。	c
(4) 経営状況の把握	
施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。	b
運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。	c
外部監査(外部の専門家による監査)を実施し、その結果に基づいた運営改善が実施されている。	b

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

施設長は職員と一体になって子どもたちへの対応に当たっており、子どもたちの生活が、安心してすやかに過ごせる「子ども中心の施設」であることを大切に、季節毎の行事を取り入れて施設での生活を豊かにする工夫を行なっている。

尚、情緒障害児短期治療施設として、熊本県内唯一の施設ではあるものの、入所者定員37名に対して35名の利用者と13名定員の通所サービスには4名の利用者となっているのが現状。情緒障害に関し地方行政機関や民生委員や病院などと連携を図って情報収集を行ない、県内のニーズを把握した上で、一般へ向け「家庭と子ども」や「子どもにとっての家庭の大切さ」など、現代家族・社会の持つ危惧を演題に講演会や勉強会を開催するなど、積極的な活動が行われると更に良いと思われた。

(5) 人事管理の体制整備

第三者
評価結果

施設が目標とする治療・支援の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。	c
客観的な基準に基づき、定期的な人事考課が行われている。	c
職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みが構築されている。	b
職員処遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を積極的に行っている。	b

(6) 実習生の受入れ

実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組をしている。	a
---	---

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

実習生を積極的に受け入れ、実習のための手引書ともなる「守秘義務について」「児童との係わりについて」など、箇条書きで分かり易く示した「有意義な実習のために」という資料を作り、充実したオリエンテーションを実施している。

職員の勤続年数が短く、人材育成や安定した職場の雰囲気作りが難しくなっているように思われた。「短期利用施設」と言えども、子ども達の人生にとって「かけがえのない時期と時間を過ごす」施設であることから、働く職員にとっても「働き易く快適な職場」となることが大切で、基幹的な職員の配置や職員のメンタルケアなどを考え、長期に亘って働ける職場とする努力が必要と思われた。尚、人事考課に対する職員の意識は、客観性や判定基準の明確性を求めており、更に頑張りがいのある職場作りとなるよう期待したい。

(7) 標準的な実施方法の確立

第三者
評価結果

治療・支援について標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って行っている。	b
標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、検証・見直しを行っている。	c

(8) 評価と改善の取組

施設運営や治療・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させている。	b
評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善実施計画を立て実施している。	b

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

第三者評価受診に当たり、全職員が評価96項目の判断の仕方・読み取り方を事前に研修しており「全項目を見直し、捉え直すことが重要」と、A、B、Cの評価を意識することなく、在るがままの施設・業務について自己評価を実施したことが、最も大きな収穫になったと考える。全職員が調査表を前に真摯な態度で自己評価に当たったことが読み取れる自己評価表であった。

治療や支援について、実施記録や共通認識を持つための工夫が行なわれているが、その実施方法について定期的な見直しや検証の実施が確認できなかった。それぞれの対応法が決められていないことから、職員の急な入れ替え等があっても、いつでも・誰でも・同じ手順での治療・支援が可能であるように、標準的な実施方法が確立されると良いと思われた。